

## パブリックコメントに寄せられた意見

## 1 使用できる食品添加物に関する意見

- (1) 使用可能な食品添加物を包括して規定する「その他の食品添加物」を削除せず、存置すべきである。
- (2) 「その他の食品添加物」の規定の削除により使用できなくなる食品添加物（計 16 品目）を追加で掲名してもらいたい。
- (3) 新たに追加することとしている食品添加物（計 3 品目）については、追加すべきではない。

## 2 原材料の使用割合の計算方法に関する意見

有機 JAS 規格と同様に、原材料の使用割合の計算上、加工助剤の重量を除外するべき。

(修正意見の内容)

原案	$\frac{\text{有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機農畜産物加工酒類の重量}}{\text{原材料（水を除く。）の重量}} \geq 95\%$
修正意見	$\frac{\text{有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機農畜産物加工酒類の重量}}{\text{原材料（水及び加工助剤を除く。）の重量}} \geq 95\%$

(参考)

有機 JAS 規格	$\frac{\text{非有機農産物、非有機畜産物、水産物、非有機加工食品及び食品添加物（加工助剤を除く）の重量}}{\text{原材料（水、食塩及び加工助剤を除く。）の重量}} \leq 5\%$
-----------	--

## 3 使用できる原材料（食塩）に関する意見

有機加工食品の日本農林規格（有機 JAS 規格）と同様に、使用できる原材料に食塩を追加し、これに合わせて原材料の使用割合の計算上、食塩の重量を除外するべき。

## 4 経過措置等に関する意見

意見提出者は、現行の酒類有機表示基準が引用する改正前の有機農産物 JAS 規格に適合する農産物をわざわざ調達して有機農産物加工酒類を製造し、また、長期間熟成させて「古酒」として販売している。今般の改正において、次の不都合が生じることとなるため、経過措置等により手当てしてもらいたい。

- (1) 有機農産物加工酒類を製造するために購入した農産物が、改正により定義から外れて有機農産物として使用できなくなる。
- (2) 例えば「〇年貯蔵酒」のように既に製造し貯蔵している酒類に使用した農産物が改正により有機農産物の定義から外れる場合、改正後において基準を満たさず、有機農産物加工酒類として出荷できない可能性もある。